

(1) 協議会の運営方法の見直しについて

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直しについて

■減災対策協議会と流域治水協議会について

激甚化・頻発化する水災害による被害最小化に向け、減災対策と流域治水の取り組みを計画的に推進することを目的とした2つの協議会を開催しています。

減災対策協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的:** ハード対策、ソフト対策を一体的に推進し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を達成
- ✓ **位置付け:** 水防法第15条の9(大規模氾濫減災協議会)
- ✓ **対象とする構成員:** 国管理河川の氾濫による浸水想定区域に係る機関

●協議会の経緯

- ✓ **平成27年9月関東・東北豪雨...** 鬼怒川(国管理河川)の堤防が決壊し、家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水発生に加えて住民の避難が遅れ、多数の孤立者が発生
- ↓
- ✓ **平成28年6月に、「水防災意識社会再構築ビジョン」**に基づき減災対策を推進するため協議会を設置
- ✓ 概ね5年間の具体的な取組を定めた「**減災に係る取組方針**」を策定
- ↓
- ✓ **平成28年8月台風第10号等**の一連の豪雨災害(中小河川の氾濫)を受けた「**水防法の一部を改正する法律**」の施行により、「**大規模氾濫減災協議会**」制度が位置付け
- ↓
- ✓ **平成30年7月豪雨**を受けて、**水防災意識社会を再構築する取組**を拡充
- ↓
- ✓ **令和2年度**に当初目標の概ね5年間の経過し、取組状況や近年の動向等を踏まえて概ね5年(令和3~7年度)に**実施する取組**を新たに設定(令和4年6月改訂)

●取組の目標

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組 | ② 地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動 |
| ③ 浸水を一日も早く解消するための排水対策 | ④ 洪水調節施設の効果的・効率的な運用 |

流域治水協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的:** 気候変動による降雨量の増加等を踏まえた水災害への備えについて、**河川対策の促進**に加えて、**氾濫域・集水域のあらゆる関係者が連携した流域対策+グリーンインフラ**の取組を推進
- ✓ **位置付け:** 社会資本整備審議会から国土交通大臣への答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」を踏まえて設立
- ✓ **対象とする構成員:** 流域全体(河川管理者(国・県)、市町村、企業、住民)

●協議会の経緯

- ✓ **近年、豪雨災害が激甚化・頻発化...** 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など
- ↓
- ✓ **令和2年8月に、気候変動の影響**による更なる水災害への対応として協議会を設置
- ✓ **令和3年3月に、具体的な取組やロードマップを「流域治水プロジェクト」として策定**
- ↓
- ✓ **令和5年6月に、新たな取組内容の追加や指標の更新を踏まえて、「流域治水プロジェクト」を更新**
- ↓
- ✓ **令和5年8月に、気候変動の影響による降水量の増大**に対して、早期に防災・減災を実現するため、流域のあらゆる関係者による、様々な手法を活用した対策の一層の充実を図り、「**太田川水系流域治水プロジェクト2.0**」としてとりまとめ

●取組の目標

- | | | | |
|-----------------------|-----------------|--------------------|-------------|
| 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすハード対策 | 被害対象を減少させるための対策 | 被害の軽減、早期復旧復興のための対策 | グリーンインフラの取組 |
|-----------------------|-----------------|--------------------|-------------|

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直しについて

■減災対策協議会と流域治水協議会を合同で開催

これまで、各協議会で流域治水・減災に係る取組のフォローアップや情報共有等を実施し、対策を計画的に推進してきましたが、両協議会で連携を図る取組等もあることから、今後は、両協議会の取組事例の共有、フォローアップ調査様式の統一等を実施し、両協議会を合同で開催することとします。

これにより、各協議会は以下の進め方により、実施していきます。

- ①各協議会を同日に合同開催
- ②共通様式による合同フォローアップ調査の実施
各協議会では引き続きフォローアップを実施しますが、今後「取組状況フォローアップ様式」は共通様式を用いて合同で調査を行います。
- ③事務局体制・・・各協議会の事務局体制は、これまでと変更はありません。

■合同開催のイメージ

これまで

減災対策協議会	
出水期前	減災対策協議会
中間	減災対策協議会事務局会議
年度末	減災対策協議会幹事会

流域治水協議会	
出水期前	流域治水協議会
中間	流域治水協議会担当者会議
年度末	流域治水協議会幹事会



出水期前・・・減災対策協議会、流域治水協議会 → 合同開催
 中間・・・・・・減災対策協議会、流域治水協議会事務局(担当者)会議 → 合同開催
 年度末・・・・減災対策協議会、流域治水協議会幹事会 → 合同開催

事務局及び担当者会議、幹事会、協議会を原則、合同(同時)で開催を行う。(ただし、個別で協議事項がある場合等除く)

減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直しについて

■減災対策協議会、流域治水協議会 取組資料について

減災対策協議会

『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく太田川流域の減災に係る取組方針(令和4年6月 改定)』に基づき、平成28年度から令和7年度までの目標時期を設定し、各機関において減災に係る取組を実施し、その取組状況について共有。

<減災対策協議会の取組項目>

- ① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
- ② 地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動
- ③ 浸水を一日も早く解消するための排水対策
- ④ 洪水調節施設の効果的・効率的な運用

減災対策協議会で進めてきた避難行動のための取組や水防活動、排水対策等は、「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。



流域治水協議会

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水へ転換。
集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に進める。
これまで減災対策協議会において進めてきた取組等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

<流域治水プロジェクトの取組項目>

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・洪水氾濫対策
- ・流水の貯留機能拡大
- ・土砂洪水氾濫対策 等

被害対象を減少させるための対策

- ・防災指針の作成
- ・まちづくりとの連携 等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報の充実
- ・避難体制等の強化
- ・早期復興を支援する事前の準備 等

取組内容に関するフォローアップ様式

減災対策、流域治水の取組内容について、今後は以下の様式でフォローアップを実施。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

直轄管理区間の河川整備(太田川)

太田川河川事務所

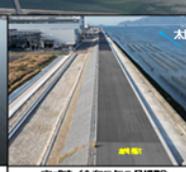
- 太田川(観音地区)において高潮対策工事及び堤防耐震対策工事が完成した。
- 工事が完成することで観音地区において高潮被害及び地震時の液状化に対する安全性が向上し、浸水被害を軽減する。



工事進捗状況

工事(高潮対策)完成: 2,000m/2,000m 【100%】

工事(耐震対策)完成: 2,000m/2,000m 【100%】


着手時(令和3年8月撮影)
完成時(令和5年3月撮影)
完成時(令和5年3月撮影)

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

「ひろしまマイタイムライン」の教材を活用した防災教育の推進

廿日市市

- 災害時に、児童・生徒一人ひとりが備えや安全な行動等を認識し、自分の命は自分で守る力を身に付けることが目的。
- 防災に関する知識を身に付け、自分の命を守る「自助」、共に助け合う「共助」の行動や心の育成等を図る取組を学校教育活動を通して行う。

【実施内容】

- 〇本市の防災に関する専門的な知識を有する職員による市内の各小・中学校を対象に「ひろしまマイタイムライン」の教材を活用した防災教育を実施している。
- 〇令和元年度からの実施事業である。



【マイタイムラインの教材】

流域治水協議会

- 〇防災教育の推進および防災情報の効果的な発信・活用

減災対策協議会

- 〇出前講座等を活用した防災教育の推進

②被害対象を減少させるための対策

止水板設置に対する補助金制度の導入

広島市

- 近年、集中豪雨が増加し、浸水被害が多発していることから、市民が自ら行う浸水被害の軽減対策として、止水板設置費用の一部を本市が補助する制度を導入している。

■事業概要

- 宅地内への雨水の浸入を防止するため、市街化区域のうち、過去に浸水被害があった場所又は浸水被害が発生するおそれがある場所を対象に、止水板の購入や設置に掛かる費用の一部を補助(令和2年度より開始)。

■補助額

- 止水板の購入や設置工事に掛かる費用の2分の1を補助。
- 補助金の上限は50万円。

■設置状況




■補助制度の申請件数

R2	R3	R4	R5 (R5.10末)	累計
27件	19件	13件	5件	64件

④グリーンインフラの取組

小中学校における河川環境学習の実施

北広島町

- 小中学校における河川環境学習等を実施し、自然環境が有する多様な機能活用に取り組んでいます。

小中学校などにおける河川環境学習等

- 芸北中学校
自然環境の保全(場所:八幡温泉・教室での学習、計12回 令和5年7月~11月)
茅の利活用[茅プロジェクト](場所:芸北地域、令和5年11月)、水生生物の観察(場所:滝山川、令和5年7月11日)
- 豊平小学校
オオサンショウウオの観察(場所:都志見川、令和5年10月15日)、
太田川流域交流会議主催プログラム(場所:三段峡、令和5年11月10日)
- 芸北小学校
カワシンジウガの観察(場所:草安川、令和5年4月18日)
イワミサンショウウオの観察(場所:荒神原地区、令和5年4月13日)、川遊び(場所:大善川、令和5年7月7日)

芸北地域
茅プロジェクト

都志見川
オオサンショウウオの
観察

三段峡
太田川流域交流会議主催プログラム






流域治水協議会

- 〇小中学校などにおける河川環境学習など

取組項目の更新【減災対策、流域治水】

取組項目について両協議会の取組内容を関連付けし、項目名を**更新(追加・変更)**する。

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉
 ・出前講座を活用した防災教育の推進



〈流域治水プロジェクトの取組項目〉
 ・防災教育の推進及び防災情報の効果的な発信・活用

〈減災に係る取組方針の取組項目〉 ※変更なし

- ・河川のリアルタイム映像の提供設備の検討
- ・行政機関の災害対応力向上のための地理空間情報の提供及び技術支援
- ・想定最大降雨時による堤防決壊時、越水時の流水の破壊力に関するイメージ動画の作成・公開
- ・「川の防災情報」や地上デジタル放送の活用促進のための周知
- ・出前講座等を活用した防災教育の推進
- ・気象情報発信時の「危険度色分け」や「警戒級の現象」等の改善
- ・防災気象情報の改善
- ・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報発信
- ・住民の避難行動を支援するきめこまやかな防災情報の提供
- ・効果的な普及、災害支援のための地理空間情報ツール作成検討
- ・水害リスクラインを活用した水位予測及び洪水予報等の情報発信
- ・マスメディアと連携した情報発信

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉
 ・ハザードマップの作成・周知



〈流域治水プロジェクトの取組項目〉
 ・ハザードマップ等の作成・周知

〈減災に係る取組方針の取組項目〉 ※変更なし

- ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の作成・公表
- ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知
- ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難情報の発令基準の見直し
- ・各市町が管理する避難所の収容人数等を共有し、隣接市町村との連絡体制の構築
- ・指定緊急避難場所及び浸水時緊急退避施設の確保
- ・まるごとまちごとハザードマップの検討・整備

取組項目の更新【減災対策、流域治水】

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉

- 水防訓練の実施

更新

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉

- 水防活動の効率化及び水防体制の強化

〈減災に係る取組方針の取組項目〉

※変更なし

- SNSを活用した防災情報の共有
- 行政機関の災害対応力向上のための地理空間情報の提供及び技術支援
- 防災拠点の中心となる庁舎等の代替施設の検討
- 水防管理者等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
- 重要水防箇所等、洪水に対しリスクが高い区間について水防管理者や地域住民が参加する合同点検の実施
- リアリティのある水防訓練の実施
- 備蓄水防資材情報の共有及び非常時における相互支援方法の確認

新規追加

〈流域治水プロジェクトの取組項目〉

- 排水計画の作成及び排水訓練の実施

〈減災に係る取組方針の取組項目〉

※変更なし

- 排水施設の情報共有、排水手法の検討を踏まえた排水計画の作成
- 排水計画に基づく排水訓練の実施
- 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保